［掲載順序］
①品目分類番号　②調達件名及び数量　③調達方法　④契約方式　⑤落札決定日（随意契約の場合は契約日）　⑥落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所　⑦落札価格（随意契約の場合は契約価格）　⑧入札公告日又は公示日　⑨随意契約の場合はその理由　⑩指名業者名（指名競争入札の場合）　⑪落札方式　⑫予定価格

◎調達機関番号　013　◎所在地番号　26
①６、21、26　②京都地方法務局、京都地方検察庁及び京都労働局で使用する事務用消耗品等　一式（単価契約）　③購入等　④一般　⑤26. 3. 26　⑥株式会社上田屋（京都市中京区押小路通釜座東入る上松屋町710番地の３）　⑦13,728,775円　⑧26. 1. 24　⑪最低価格　⑫20,136,497円

## 落　札　者　等　の　公　示

次のとおり落札者等について公示します。
平成 26 年４月 15 日
支出負担行為担当官　中国財務局総務部長　郷　　佳也
（広島県広島市中区上八丁堀６番30号）

［掲載順序］
①品目分類番号　②調達件名及び数量　③調達方法　④契約方式　⑤落札決定日（随意契約の場合は契約日）　⑥落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所　⑦落札価格（随意契約の場合は契約価格）　⑧入札公告日又は公示日　⑨随意契約の場合はその理由　⑩指名業者名（指名競争入札の場合）　⑪落札方式　⑫予定価格

◎調達機関番号　015　◎所在地番号　34
①42　②未利用国有地の管理等業務委託　一式　③購入等　④一般　⑤26. 3. 27　⑥有限会社木下組　広島県広島市佐伯区五日市町大字石内5998番地１　⑦158,829,366円　⑧25. 11. 29　⑪総合評価　⑫231,437,206円

# 報　　告

## 政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。
平成 26 年４月 15 日
独立行政法人理化学研究所
◎調達機関番号　572　◎所在地番号　11
１　改正された規則の名称等
独立行政法人理化学研究所政府調達に関する協定その他の国際約束に係る物品等又は特定役務の調達手続規程
https://choutatsu.riken.jp/r-world/info/procurement/　参照
２　この公表に関する問い合わせ先
独立行政法人理化学研究所
財務部契約調整課
ＴＥＬ048―467―7916

## 政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成７年条約23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。
平成 26 年４月 15 日
独立行政法人工業所有権情報・研修館
◎調達機関番号　542　◎所在地番号　13
１　改正された規則の名称等
独立行政法人工業所有権情報・研修館契約事務取扱要領の特例を定める細則
http://www.inpit.go.jp/about/gyomu/index.html　参照
２　この公表に関する問い合わせ先
独立行政法人工業所有権情報・研修館
総務部総括担当　田島　　妙
電話03―3501―5765

## 政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書（平成26年条約第４号）によって改正された協定第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。
平成 26 年４月 15 日
独立行政法人国際観光振興機構
◎調達機関番号　581　◎所在地番号　13
１　改正された規則の名称等
独立行政法人国際観光振興機構契約事務実施細則
http://www.jnto.go.jp/jpn/downloads/r_keiyakujimu_saisoku.pdf　参照
２　この公表に関する問合せ先
独立行政法人国際観光振興機構経営戦略部財務グループ
電話03―3216―1905

## 政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。
平成 26 年４月 15 日
国立大学法人富山大学
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　16
１　改正された規則の名称
国立大学法人富山大学契約規則の特例を定める規則
（http://www.u-toyama.ac.jp/outline/proc/gproc/index.html）
２　この公表に関する問合せ先
国立大学法人富山大学　財務部財務企画グループ
ＴＥＬ076―445―6039

## 政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。
平成 26 年４月 15 日
株式会社国際協力銀行
◎調達機関番号　129　◎所在地番号　13
政府調達に関する協定その他の国際約束に係る物品等又は特定役務の調達規則
（目的）
第１条　この規則は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定（以下「改正協定」という。）その他の国際約束を実施するため、本行の締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱いに関し、契約規則の特例を設けるとともに必要な事項を定めるものである。